

## オンライン学習の通信費に係る誓約書

令和2年度に私が支給を受ける高校生等奨学給付金のうち追加支給分については、オンライン学習の通信費に充てることを誓約します。

|       |   |       |  |
|-------|---|-------|--|
| 申請者住所 | 〒 | ふりがな  |  |
|       |   | 申請者氏名 |  |

・オンライン学習に係る通信費(家庭でのインターネット回線の通信費、タブレット端末、スマートフォン等の通信費)への特例的支援となり、それ以外への教材費等へ充てることはできません。

・道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税の世帯に対し、原則一律一万円の給付となりますが、7月1日以降に家計が急変し、家計急変世帯として申請された場合、申請のあった翌月以降の月数に1,000円を乗じた額を支給します。

※高校生等奨学給付金の支給に当たって疑義が生じた場合、御家庭における通信費の契約状況等について確認する場合があります。